

平成23年3月19日（土）午前10時
五條市高病原性鳥インフルエンザ対策本部
本部長 五條市長 吉野晴夫
事務局 農林商工観光課
0747-22-4001 内線 272、390

市内における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う周辺農場の 清浄性確認検査の結果並びに搬出制限区域の解除について（第7報）

五條市高病原性鳥インフルエンザ対策本部では、県等と連携をとりながら、まん延防止のため全力を尽くしております。

1 周辺農場の清浄性確認検査の結果について

高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする制限区域内の農場の清浄性確認検査（臨床検査、ウイルス分離検査及び抗体検査）の結果は、すべて陰性でした。

2 搬出制限区域の解除について

これを受けて、高病原性鳥インフルエンザ防疫指針に従い、農林水産省と県が協議した結果を受けて、3月19日午前10時をもって、搬出制限区域（半径5km～10km）が解除されました。これにより、鶏等の移動に関する規制は移動制限区域（半径5km内）のみとなります。

なお、移動制限区域（半径5km内）は、当初の予定どおり3月29日（火）午前0時をもって解除される見込みです。

今後も引き続き、養鶏農家等と連携し、再発防止対策の徹底を図ります。

3 高病原性鳥インフルエンザに関する情報提供

鶏肉・鶏卵は安全です。

家きん卵、家きん肉を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは、世界的にも報告されていません。

今後も移動制限区域が解除されるまで、ホームページによる情報提供を続けていきます。

【報道機関へのお願い】

- （1）発生農場及び近隣農場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- （2）今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力お願いいたします。